

「令和2年度 国際園芸博覧会の広報PR・機運醸成等業務委託」 に係る提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

令和2年度 国際園芸博覧会の広報PR・機運醸成等業務委託

2 業務の内容

別紙、業務説明資料のとおり

業務価格の上限は39,000千円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

3 参加に係る手続き

本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する場合は、必ず参加意向申出書（様式1）、誓約書（様式2）を提出して参加表明を行ってください。

(1) 提出期限 令和2年2月17日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出先 横浜市政策局国際園芸博覧会招致推進課 担当 富田、細谷
所在地 〒231-0016 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル10階
電 話 045-671-4627

(3) 提出方法 郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）又は持参

（注意）・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。

・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

・持参の場合は、平日午前9時～正午と午後1時～5時に、政策局国際園芸博覧会招致推進課にて受け付けます（以下、同様）。

(4) 参加表明時の提出書類

ア 参加意向申出書（様式1） 1部

イ 誓約書（様式2） 1部

ウ 提案資格確認結果通知書の返信用封筒 1枚

※定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先のあて先を明記のうえ、84円分の切手を貼付してください。

(5) 提案資格確認結果の通知

ア 本プロポーザルに参加する意向申出者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず提案資格確認結果通知書（様式3）を郵送します。なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（様式5）を送付いたします。

イ 令和2年2月25日（火）までに通知を行います。

ウ 提案資格が確認されなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面により提案資格が確認

されなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに横浜市政策局国際園芸博覧会招致推進課まで提出してください。

エ 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対して、書面により回答いたします。

4 質問書（要領－1）の提出

提案資格が認められた者において、本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、プロポーザル提出要請者全員に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和2年3月2日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先 3(2)に同じ
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール

（注意）・持参以外は到着確認を行ってください。

・持参又は郵送の場合は、質問書に回答送付用の電子メールアドレスを必ず明記してください。

- (4) 回答送付日及び方法 令和2年3月6日（金）までに電子メールにより送付します。

5 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添の所定の書式（様式4、要領－2、要領－3、要領－4、要領－5、要領－6）に基づき作成するものとします。

- (2) 用紙の大きさは原則A4版縦とします。

- (3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 業務実施体制について（要領－2）

イ 予定技術者（資格者等）の経歴等について（要領－3）

業務実施体制（要領－2）に記載した全ての予定技術者について、今回業務と同種・類似業務を中心に経歴等を記入してください。

ウ 予定技術者（資格者等）の同種・類似業務実績について（要領－4）

業務実施体制（要領－2）に記載した全ての予定技術者について、本業務に生かせると考えられる同種・類似業務の実績及び成果を詳細に記入してください。

エ 提案内容について（要領－5）

用紙の大きさは、A4版（片面）、10頁以内とします。

オ 提案書の開示に係る意向申出書（要領－6）

- (4) 提案内容は、次の課題に対する提案とします。
業務説明資料の5(1)～(6)の業務実施計画案をA4版(片面)、10頁以内でご提案ください。
各業務内容について、具体的な業務の実施計画・スケジュール等が分かる提案としてください。
- (5) 本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当するものとします。
ア 令和元年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿(物品・委託等)に登載されていること(事業所の所在地は不問)。
イ アの名簿において、種目「広告」の細目A(テレビ、ラジオ)、B(新聞、雑誌)、C(ウェブ)、Z(その他)に登録している。又は、アの名簿において、種目「イベント企画運営等」、細目A(イベント企画)、B(イベント運営等)に登録していること。
ウ 同一参加者が複数の提案を行うことはできません。
エ 令和2年度 国際園芸博覧会の広報PR・機運醸成等業務委託の完了まで、業務を履行できること。
- (6) 次のいずれかに該当する者は、参加者となることができません。
ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
イ 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年
ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
エ 銀行取引停止処分を受けている者
オ 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされている者(更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。)
カ 参加意向申立書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱(一部改正平成31年4月1日)の規定による指名停止を受けている者
- (7) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。
ア 提案は、考え方を文書、イメージ図・イラスト等を使用し、わかりやすく簡潔に記述してください。
イ 文字は注記等を除き原則として11ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。
ウ 多色刷りは可としますが、評価委員会の資料はモノクロ複写となる場合がありますので、見易さに配慮をお願いします。

6 評価基準

提案書評価基準のとおり（業務実績及び提案内容に対して評価を行います。参考見積金額は評価の対象になりません。）

7 提案書の提出

(1) 提案書の提出

- ア 提出部数 1部
- イ 提出期限 令和2年3月13日（金）午後5時まで（必着）
- ウ 提出先 3(2)に同じ
- エ 提出方法 持参又は郵送

（注意） ・ 郵送の場合は一般書留、簡易書留又は特定記録郵便とし、期限までに到着するように発送して下さい。

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者（資格者等）は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。

8 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日 令和2年3月26日（木）午後
- (2) 実施場所 横浜市庁舎3階共用会議室（中区港町1-1）
- (3) 出席者 総括責任者と担当者を含む3名以下としてください。
- (4) その他 時間等詳細については、別途お知らせします。

9 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	政策局第1入札参加資格審査・業者選定委員会	令和2年度 国際園芸博覧会の広報PR・機運醸成等業務委託プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価・特定に関すること
委員	政策局 政策局長 国際園芸博覧会招致推進室長 女性活躍・男女共同参画担当理事 大学担当理事 基地担当理事 総務部長 大都市制度・広域行政室長 政策部長 報道担当部長 共創推進室長	委員長 政策局 総務部長 委員 政策局 報道担当部長 環境創造局 政策課 みどり政策調整担当課長 市民局 広報課長 文化観光局 企画課 横浜プロモーション担当係長

10 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

- (1) 通知日 令和2年4月中旬頃までに行います。
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

11 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルは、他の者に知られることのないように取扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

12 プロポーザル手続きにおける注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した者とは、後日、プロポーザル関係書類提出要請書及び特定されたプロポーザル等の内容に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。

13 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があったもの

14 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (3) 契約書作成の可否

プロポーザルを特定した者は、業務委託契約の締結にあたり、契約書の作成を要します。

【業務実施体制】

役割	予定技術者 (所属・役割)	資格等の有無	担当する分担業務の内容
管理技術者 (資格者等)		有 ・ 無 資格名称： 登録日： 登録No.：	
担当技術者 (資格者等)		有 ・ 無 資格名称： 登録日： 登録No.：	
		有 ・ 無 資格名称： 登録日： 登録No.：	

注：所属・役職については、提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等についても記載してください。また、有資格者については資格を証する書類（技術士登録等証明書の写し等）を添付してください。

【予定技術者（資格者等）の経歴等】

役割 技術者（資格者等）	氏名	生年月日
担当する分担業務の内容		
所属・役職		
所有技術者（資格者）資格（資格の種類、部門、取得年月日）		
業務経歴等		
その他（発表論文・表彰等の業績）		
手持ち業務の状況（ 年 月 日現在）		
業務名称	発注機関名称	履行期限

注1：役割欄は、管理・担当技術者などの別を記入ください。

注2：業務経歴、その他については、今回業務と同種・類似業務等を中心に新しいものから記入ください。

【予定技術者（資格者等）の同種・類似業務実績】

役 割		氏 名	
業務名		実施期間	
発注者		契約金額	
業務概要			
業務名		実施期間	
発注者		契約金額	
業務概要			
業務名		実施期間	
発注者		契約金額	
業務概要			

注１：役割欄は、管理・担当技術者（資格者等）の別を記入ください。また、契約書及び仕様書等の写し（件名、契約の相手方、業務内容が確認できる部分のみ）を添付してください。

注２：同種・類似業務実績は、新しいものから記入ください。

(要領－5) 提案内容

【課題】 業務説明資料の5(1)～(6)の業務実施計画案をA4・10ページ以内でご提案ください。
各業務内容について、具体的な業務の実施計画・スケジュール等が分かる提案としてください。

注1 記載内容は、A4版(片面)、10頁以内に収めること。

(要領－6)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長 伊地知英弘 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

提案書の開示に係る意向申出書

プロポーザル方式の実施に係る提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて次のとおり意向を申し出ます。

件名：令和2年度 国際園芸博覧会の広報PR・機運醸成等業務委託

上記の件について、

1. 提案書の開示を承諾します。
2. 提案書の非開示を希望します。
理由：

※本申出書は提案書の内容を非開示とすることを確約するものではありません。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、公開が妥当と判断される部分については開示する場合があります。

連絡担当者
所属
担当
電話
E-mail

(様式1)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長 伊地知英弘 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：令和2年度 国際園芸博覧会の広報PR・機運醸成等業務委託

連絡担当者
所属
担当
電話
E-mail

(様式2)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

横浜市政策局長 伊地知英弘 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

誓 約 書

下記の資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 令和元年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等）に登載されています。
- 2 1の名簿において、種目「広告」の細目A（テレビ、ラジオ）、B（新聞、雑誌）、C（ウェブ）、Z（その他）を登録、または、1の名簿において、種目「イベント企画運営等」の細目A（イベント企画）、B（イベント運営等）を登録しています。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していません。
- 4 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年ではありません。
- 5 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者ではありません。
- 6 銀行取引停止処分を受けていません。
- 7 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）ではありません。
- 8 参加意向申出書および提案書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（一部改正平成31年4月1日）の規定による指名停止を受けません。
- 9 令和2年度 国際園芸博覧会の広報PR・機運醸成等業務委託の完了まで、業務を履行できます。

以上

(様式3)

令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長 伊地知英弘

提案資格確認結果通知書

次の件について、提案資格確認結果を通知します。

件名：令和2年度 国際園芸博覧会の広報PR・機運醸成等業務委託

結果：資格を有することを認めます。

結果：次の理由により、資格を有することを認められません。

(理由) ××のため

※上記理由について説明を希望される方は、令和 年 月 日までに政策局国際園芸博覧会招致推進課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者
所属 政策局国際園芸博覧会招致推進課
担当 富田、細谷
電話 045-671-4627
E-mail ss-engeihaku@city.yokohama.jp

(様式4)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長 伊地知英弘 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
印

提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名： 令和2年度 国際園芸博覧会の広報PR・機運醸成等業務委託

添付書類

- 1 業務実施体制（要領－2）
- 2 予定技術者（資格者等）の経歴等（要領－3）
- 3 予定技術者（資格者等）の同種・類似業務実績（要領－4）
- 4 提案内容（要領－5）
- 5 提案書の開示に係る意向申出書（要領－6）
- 6 参考見積書

連絡担当者
所属
担当
電話
E-mail

(様式5)

令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

横浜市政策局長 伊地知英弘

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：令和2年度 国際園芸博覧会の広報PR・機運醸成等業務委託

提出書類

- 1 質問書様式（提出期限 令和2年3月2日（月）午後5時まで）
- 2 提案書（提出期限 令和2年3月13日（金）午後5時まで）

その他関係書類

- 1 業務説明資料
- 2 提案書作成要領
- 3 様式類（参考）

連絡担当者

所属 政策局国際園芸博覧会招致推進課

担当 富田、細谷

電話 045-671-4627

E-mail ss-engeihaku@city.yokohama.jp

(様式6)

令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長 伊地知英弘

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：令和2年度 国際園芸博覧会の広報PR・機運醸成等業務委託

結果：最適であると特定しました。 契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果：次の理由により特定しませんでした。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、令和 年 月 日までに政策局国際園芸博覧会招致推進課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属 政策局国際園芸博覧会招致推進課

担当 富田、細谷

電話 045-671-4627

E-mail ss-engeihaku@city.yokohama.jp